

市内で店舗等を営む中小事業者の

感染防止の最大 対策強化を 支援します 600万円

申請期間

7.1^木
～
11.30^火

4月1日から6月30日までの
工事・物品の購入も対象となります。

換気



換気機能付エアコン設置工事

非接触



自動水栓への改修工事

衛生



アクリルパーティションの設置

その他



サーマルカメラの設置

業種別ガイドラインの趣旨に沿って導入された

□ 感染症対策強化にかかる工事経費

換気機能付エアコン設置、自動水栓への改修、テイクアウト対応カウンターの設置など

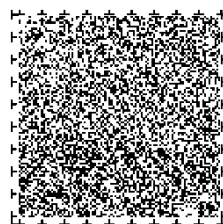
□ 感染症対策強化にかかる物品購入経費

空気清浄機（ウイルス捕集機能搭載等）、アクリルパーティション、サーマルカメラなど

補助額は上記の感染対策にかかる経費の2/3（うち、物品購入は最大20万円）

詳細は「[久留米市感染症拡大防止対策強化補助金申請の手引き](#)」をご確認ください。

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2020shoukougou/3020joseiseido/2021-0621-2109-75.html>



交付には一定の要件があります。詳しくは市のHP・手引きをご確認ください。

補助対象事業者

- 市内で店舗等（不特定多数が来客する施設等）を運営している中小事業者
- **令和3年4月1日から令和4年1月末まで**に、感染症拡大防止対策の強化を目的とした工事又は物品を購入した（する予定の）事業者
- 市税を滞納していない
- 申請時に、必要な許可等を取得のうえ店舗等を運営している
- 暴力団または暴力団員、それらと密接な関係を有する者に該当しない

▼ 対象店舗等の例

小売業 食料品店、衣料品店、靴屋、雑貨屋、寝具屋、酒屋など

飲食サービス業 居酒屋、喫茶店、バー、スナックなどの各種飲食店（持ち帰りを含む）

生活関連サービス業 クリーニング店、理容室、美容室、浴場 など

この他、来客型の店舗又は施設等に類するものと認められるもの

政治・経済・文化・労働・宗教等の各種団体、性風俗関連特殊営業などは対象外

申請はメールまたは郵便で

メール 送信の際、件名に「補助金申請（申請者名）」と入力してください。

hojokin@city.kurume.fukuoka.jp

郵送 11月30日(火)の消印有効

『〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市事業者支援金コールセンター 宛』



必要な書類はこちら

様式 交付申請書、事業計画書、宣誓・同意書、滞納なし証明 など

申請書等は、市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2020shoukougyou/3020joseiseido/2021-0621-2109-75.html>

上記のほか、その他必要な書類があります。詳しくは手引きをご確認ください。



<お問合せ> お気軽にご相談ください

久留米市事業者支援金コールセンター

久留米市感染症拡大防止対策強化補助金

検索

☎ **0942-30-9828** FAX **0942-30-9757** 平日9時から17時まで
✉ hojokin@city.kurume.fukuoka.jp